

平成27年度 国の予算・制度等に関する要望の回答

平成26年10月に自由民主党東京都支部連合会の要望聴取会で行った、平成27年度国の予算・税制等に関する要望の回答が届きましたのでご報告いたします。

回答には、担当議員の 中川雅治参議院議員からもコメントをいただいております。

1 公共建築物の施設管理予算及び入札等に関する要望事項

(1) 改正品確法に基づく公共建築物の適正な維持管理について

(要望内容)

ア. 同法第22条において、「入札及び契約の方法の選択その他発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する国の指針」が示されることとなりましたが、指針策定に当たっては業界意見を十分に反映し、実効性の高い指針を策定いただきたい。

(国土交通省からの回答)

昨年6月に改定された品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)については、「地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて」定めることとされております。

このため、国土交通省では、策定に向けて地方公共団体及び建設業団体等に対して説明会や意見交換会など様々な機会を通して意見を聴くとともに、文書による意見提出を2回にわたり依頼し、それぞれ述べ約1,800件、約2,400件の意見をいただきました。

さらに、学識経験者に対しても有識者会議等を通じて意見を聴いております。

これらを踏まえ、1月30日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において運用指針がとりまとめられたところです。

運用指針は、全ての公共発注者に共通の指針であり、各発注者において、これまでの発注関係事務の運用について必要な見直しを行い、本指針に基づく具体的な取組を進めていくこととしています

[参考]

ビルメンテナンス関係団体の方々からの意見についても、厚生労働省を通じて聴取し、いただいた意見を踏まえ、指針に反映したところです。(別添資料参照)

(中川議員のコメント)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正にあたって維持管理が対象とされたことは画期的なことであり、国や地方公共団体の維持管理に関する発注事務を担当する職員の意識がすでに相当改善されていると聞いておりますが、さらに適正な発注をするよう徹底することが重要であると認識しており、党としてもしっかりとフォローしてまいりたいと考えております。

すでに決定した運用指針にもとづくビルメンテナンスに関するガイドラインを厚生労働省において作成中であり、間もなく決定する予定です。

このガイドラインにビルメンテナンス業界の意見が十分反映されるよう、すでに全国ビルメンテナンス協会と厚生労働省健康局生活衛生課との間で協議が続けられておりますが、私もフォローしております。

(要望内容)

イ. 同法第7条には発注者の責務として、品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、適正な予定価格の設定が定められておりますが、上記指針に基づき、国や地方自治体が所有する建築物の適正な維持管理のための予算措置について指導を徹底していただきたい。

(国土交通省からの回答)

建築物の維持管理のための予算措置については、当該建築物の所有者である国の機関や地方公共団体に委ねられているものと認識していますが、いずれにしても、品確法第7条第1項及び運用指針に基づき、公共工事の発注に際して予定価格が適正に設定されるよう、国、地方公共団体等の発注者に対して、引き続き、運用指針の周知徹底を図ってまいりたい。

(中川議員のコメント)

国や地方自治体に対し、建築物の適正な維持管理のための予算措置をするよう指導を徹底すべしとの御要望ですが、品確法、及び運用指針、ガイドライン等に基づいて適正価格で発注するように徹底していけば、おのずとそれに必要な予算を確保しなければならなくなるわけですから、あくまで適正な発注を徹底するということが大事であると考えます

(要望内容)

ウ. 同法第24条第3項において、品質確保のため業務内容に応じた資格等の評価のあり方等について検討を加えるとしており、国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会において民間資格の活用が検討されています。建物維持管理に関わる業務発注時に、(公社)全国ビルメンテナンス協会が認定する資格・技能検定等を発注要件に加えていただきたい。

(ア、イ、ウに対し厚生労働省よりの回答)

今年1月30日付けで、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議により、「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されたところです。

現在、厚生労働省では、本指針を踏まえ、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインの策定に向けた作業を行っているところです。

これまでもビルメンテナンス業界の皆様の御意見を伺いながら作業を進めてきたところですが、引き続き、御意見を伺いながら策定して参りたいと考えております。

(中川議員のコメント)

全国ビルメンテナンス協会が認定する資格・技能検定等を発注要件に加えることについては、引き続きの検討課題といたします。

(要望内容)

エ. 平成23年8月に変更された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(閣議決定)において、入札及び契約の内容の透明性の確保に関する事項として指名停止を受けた業者の公表が定められていますが、実際には各省庁の判断で公表していない場合があります。今後は、建築物の維持管理の品質を確保するため、原則どおり指名停止業者名を公表していただきたい。

(国土交通省からの回答)

各省各庁の長は、入札契約適正化法に基づき、公共工事の入札及び契約に関する透明性の確保等を図るため、指名停止を受けた者の名称など適正化指針(※1)に定める一定の事項(※2)を公表するよう努めなければならないとされています。

(※1)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成26年9月30日閣議決定により最終変更)

(※2) 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図る(中略)上で不可欠であることから、(中略)次に掲げるものに該当するものがある場合においては、それについて公表することとする。

(略)

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

当該事項に関する各省各庁の長の措置状況については、国土交通省及び財務省において、毎年度調査を実施し、その結果を公表する（※3）とともに、指名停止措置の適切な運用などについて要請しているところです。

（※3）指名停止を受けた者の名称等については、国の19機関のうち16機関が公表済み、3機関が非公表（平成25年9月1日時点）

今後とも、これらの取組を通じて、公共工事の入札及び契約の適正化に取り組んでまいります。（中川議員のコメント）

指名停止業者名等を公表していない機関については、どういう理由で公表していないのか調査するよう財務省（主計局法規課）に要請いたしました。それを踏えて、さらなる適正化に取り組むよう要請したいと考えます

（2）市場化テスト（官民または民間競争入札）について

（要望内容）

ア．内閣府官民競争入札等監理委員会及び入札監理小委員会メンバーに学識経験者はおりますが。建築保全管理業務の仕様書等の実務経験を有する委員がいないため、その審議・決定が業務実態を十分に反映したものとなっております。審議の過程で、業界の意見を聴取する場を設けていただきたい。

（内閣府からの回答）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律においては、官民又は民間競争入札（いわゆる市場化テスト）の対象となった業務について、入札の透明性・中立性・公正性を確保する観点から、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の議を経た上で、実施要項（入札に関する募集情報等を記載したもの）を策定することとされている。

この実施要項案の審議に関しては、議論の充実を図るため、監理委員会の下に入札監理小委員会を設置し、各事業の内容に応じて、実務的知識を有する専門委員（施設管理については、早稲田大学理工学術院創造理工学部の小松幸夫教授）の意見を伺っているところである。

また、各府省等が実施要項を作成するに当たっては、実施要項案に関するパブリックコメントを実施しており、業界から直接意見を提出する機会も設けられている。提出された意見については、各府省等が回答案を作成することとなるが、その対応が適切かどうかも含め、入札監理小委員会において審議されている。

市場化テストに関しては、平成26年11月28日にこれまで市場化テスト事業を受託されてきた民間事業者の方々と官民競争入札等監理委員会の委員が直接意見交換を行う場を設け、市場化テストに関する御要望等を伺っているところ。

また、それに先立ち、同年9月19日及び29日には、公募で応募のあった民間事業者の方々と事務局との意見交換の場も設け、御要望等を伺っている。

なお、これらの意見交換に当たっては、ビルメンテナンス関連の民間事業者の方々にも御参加いただいているところである。

（要望内容）

イ．国土交通省の出先施設の一部において、市場化テストと言いつつ、第一次書類選考で書類が整っている業者を対象に価格のみの一般競争入札を実施している例があり、発注者は、当該案件の入札実施要項に関する業者意見対し、「施設の点検保守・警備・清掃といった定型化している業務であり」、「特異性がなく民間事業者の創意と工夫に大きな差が生じにくく」、「総合評価方式を用いない」と回答しています。例え定型化している業務であったとしても、技術力等の差による施設監理業務の品質差は生じるものであり、適正な維持管理のため、市場化テスト対象案件は、技術力等を重視した総合評価方式の入札を原則として進めていただきたい。

(内閣府からの回答)

市場化テストの対象事業の落札者決定方式については、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するとの基本理念の下、総合評価落札方式での入札を原則としている一方で、監理委員会では、市場化テストの対象事業であったとしても、公共サービスの質の維持向上に関わる事業実施のための技術がある程度定型化している事業については、一定の入札参加資格を満たした者の中から最低の価格で入札した者を落札者とする方式を認めているところである。

このように、落札者決定方式については、業務の内容や性質に応じて、発注者が適切に決定すべきものであるが、事業実施のための技術内容の現状等に鑑み適切なものとなっているかについて、入札監理小委員会における実施要項案の審議を通じて確認しているところである。

(中川議員からのコメント)

上記の内閣府よりの回答を踏まえ、さらに総合評価方式の入札を進めるよう要請いたしました。

(要望内容)

ウ。市場化テスト案件の仕様書において、設備管理業務、受付業務、警備業務従事者の年齢を55歳あるいは60歳と上限を設けている例があるが、公的年金の支給開始年齢引き上げに伴う高齢者雇用安定法の措置が義務付けられている状況に鑑み、年齢制限の引き上げを行っていただきたい。

(内閣府からの回答)

業務従事者の年齢要件については、業務の内容や性質に応じて、実施府省等において個別に設定すべきものであると考えるが、当該要件が業務遂行に当たり必要最小限のものとなっているかについては、入札監理小委員会における実施要項案の審議を通じて、実施府省等に確認をしていくこととしたい。

(3) 施設管理業務への「競り下げ方式」入札の導入について

(要望内容)

平成25年5月、内閣官房行政改革推進本部は「競り下げ試行の検証結果の概要」を公表し、「競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇することもあることが確認されたことを踏まえ」、「今後、各府省庁において、個別の案件の状況に応じて実施の適否を判断する」とし、その際に「中小企業事業者への影響等に配慮する必要がある」と明記しています。

しかし、中小企業事業者に限らず、人件費が約8割を占める施設管理業務において、基本的に「競り下げ方式」入札は導入すべきではありません。「競り下げ入札」は、ダンピング受注を誘発し、従事者の労働条件の劣悪化、公共調達品の品質面の劣化を招くとともに、受注企業を疲弊させることは明らかです。また、こうした動きが全国の自治体に波及し、既に導入されている民間での実施を更に拡大することは必至であります。

以上から、施設管理業務を「競り下げ方式」入札の適用除外としていただきたい。

(内閣府からの回答)

競り下げについては、競り下げ試行の検証結果（平成25年5月内閣官房行政改革推進本部事務局発出）にもあるとおり、競り下げの実施によって価格が下落する場合もあれば上昇する場合もあることから、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することとしています。

なお、平成25年度において、施設管理業務が競り下げの対象案件となったとは承知しておらず、競り下げを実施する府省庁数は年々減少傾向にあります。

(中川議員のコメント)

民主党政権下で、競り下げ方式の入札が盛んに取り上げられていましたが、自民政権に戻ってからは競り下げ方式を推奨することはなくなりました。

内閣府ではビルメンテナンス業務に競り下げ方式を実施した府省庁は承知していないと言っていますが、競り下げ方式そのものをやめるよう引き続き努力していきたいと考えます。

2 制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

(要望内容)

短時間労働者に対する社会保険の適用については、平成28年10月から、501人以上の企業、勤務時間週20時間以上、月収8.8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大（新たな対象者25万人）されることとなりました。

当初の対象拡大方針に比べれば対象者の範囲は縮小されましたが、こうした負担増加は中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、企業業績の下振れ要因となるとともに、週20時間以下勤務の短時間労働者の多くが望んでいないものでもあります。

さらに適用範囲を拡大するか否かについて施行後3年以内に検討することとなっていますが、これ以上の社会保険適用拡大に反対いたします。

(厚生労働省からの回答)

近年、若年者を中心に非正規労働者が増加していますが、非正規労働者は、厚生年金や健康保険の適用を受けられない者が多い。このような非正規労働者にも、老後の所得保障を確実にするために、給付が手厚くなる厚生年金・健康保険を適用することは、

①社会保険の「格差」を是正し、現役世代のセーフティネットを強化していく観点

②多様な働き方を支える制度に見直すことで、特に女性の就労意欲も促進し、人口減少社会に備えることができる観点

から、取り組むべき重要な課題です。

平成24年に成立した「年金機能強化法」では、中小企業などの経営に配慮しつつ、一定の条件を満たす者に対して、厚生年金・健康保険の適用を行うこととしました。

この法律の附則では、施行から3年以内に、適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされており、今後は、改正法の施行状況や短時間労働者の雇用環境、企業の置かれた状況等を考慮して、検討されるものと承知しています

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

(要望内容)

東京地方最低賃金審議会は、今年度の東京都最低賃金を19円引き上げ、888円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算した上で落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。この点に関し、平成25年10月、厚生労働省労働基準局長通知において、「最低賃金額の訂正がありうることを考慮に入れた契約を行う等の発注時における特段の配慮」を各省庁、都道府県知事に通知しています。

各行政機関、地方公共団体において、上記通知に基づき、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう指導を強めていただきたい。

(厚生労働省からの回答)

地域別最低賃金は、例年春先から行われる労使間賃金交渉の結果などを踏まえた企業の賃金改定状況を速やかに反映させるために、年度途中の改定が行われています。

厚生労働省としては、平成26年10月においても、地域別最低賃金の周知に当たって、関係省庁や地方公共団体等に対し、改定された最低賃金額の情報提供を行うとともに、民間企業への業務委託等を行う場合に、最低賃金額が年度内に改定されたことにより最低賃金法違反が発生することがないように、発注時における、法令遵守への特段の配慮をお願いしています。

今後の地域別最低賃金金額の改定に際しても、こうした配慮をお願いし、最低賃金法違反が発生しないよう努めてまいります。

また、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援を行っているため、その活用を図っていただければ幸いです。

(中川議員のコメント)

局長通知の「特段の配慮」が抽象的なので、もっと具体的に「契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格を設定すること」とか「最低賃金が引き上げられた場合には契約金額を見直すこと」といった表現にするように厚生労働省にお願いしました。

この問題は毎年指摘されていることであり、私からは毎年厚労省に強く申し入れているところで、御要望については、本年も厚生労働省に対し改めて強く要請いたしました。

(3) 外国人雇用制度の拡充について

(要望内容)

少子高齢化の進行により、2030年の労働力人口は900万人減少し約5,700万人と推計され、近年、ビルメンテナンス業界においても人手不足は深刻さを増しております。

一方、政府の改訂版日本再興戦略には外国人材の活用に向けた主要施策の一つとして、技能実習制度の改革・見直しが盛り込まれ、法務省において具体的な検討が進められておりますが、ビルメンテナンス業を技能実習制度の対象職種に追加していただきたい。

(厚生労働省からの回答)

技能実習制度の対象職種への追加に当たっては、①単純作業では無いこと、②送出し国からのニーズがあること、③実習成果が評価できる公的な技能評価試験があることといった要件を満たす必要があります。

お尋ねのビルメンテナンス業については、職種追加に向け、上記①及び②を確認した上で、現在③について技能検定(ビルクリーニング職種)の指定試験機関である全国ビルメンテナンス協会において、公的な技能評価試験の整備を進めているところと承知しています。

(4) 障がい者雇用への支援策について

(要望内容)

昨年4月から障害者雇用率が2.0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から50人以上に引き下げられました。業界として障害者雇用率確保のために努めるのは当然ですが、障害者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

また、平成27年4月からの納付金制度の適用拡大について、一定の措置を執られているのは承知しておりますが、今後、十分な周知を図ると共に、対応の難しい企業に対する支援策の更なる改善をお願いします。

(厚生労働省からの回答)

平成25年4月から新たに雇用義務の対象となった企業や平成27年4月から納付金制度の対象となる企業を含め、中小企業に対する支援を行うことは重要と考えています。

現行でも、障害者を新たに雇用した際に支給する特定求職者雇用開発助成金を大企業と比べて手厚く支給するとともに、中小企業向けの就職面接会を開催するなど中小企業に力点を置いた支援を実施しています。

また、平成27年度予算案においては、引き続き、中小企業を主な対象とした就職面接会を実施するとともに、障害者の現場定着に取り組む中小企業等への経済的支援の強化等により、中小企業支援の充実を図ることとしています。

今後ともこのような取組を通じて中小企業における障害者雇用の促進に努めてまいります。

なお、納付金制度の適用拡大の周知については、高齢・障害・求職者雇用支援機構において、

- ① リーフレットの配布や広報誌・ホームページ等の活用
- ② 経済団体等に向けた会員企業への周知に係る協力要請
- ③ 職業安定機関との連携による企業への周知・説明等

を積極的に実施しているところです。

また、平成27年度も引き続き、新たに制度の適用が見込まれる事業主を個別訪問することにより改正納付金制度に係る申告・申請等についてのきめ細かな周知・説明を実施することとしています。

(5) プール監視業務の警備業法上の取扱いについて

(要望内容)

ア. 安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について、周知徹底を図っていただきたい。

(警察庁からの回答)

警察庁が発出した「プール監視業務を外部に委託する場合における警備業の認定の要否について」(平成24年6月25日付け事務連絡)を受けて、都道府県警察においては、プール管理者となり得る自治体等に対し、プール監視業務を有償で委託する場合は、警備業の認定を受けた業者に行うよう要請をしたり、自治体等からの問合せに応じて、警備業の認定が必要な業務形態や解釈について教示することにより、理解を求めています。

なお、都道府県警察には、「プール監視業務への対応について」(平成27年3月24日付け事務連絡)を発出し、改めて自治体等の発注者側において、プール監視業務は人命にかかわる重要な業務であり、これを有償で外部委託する場合は、都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者への委託が周知されているかを確認するよう指示したところです。

(要望内容)

イ. 根本的な解決策として、プール監視員を対象とした、例えば「5号警備」を新たに設置し、プール監視員に適合した警備員教育を定めていただきたい。

(警察庁からの回答)

警備業法第2条第1項第1号に規定するいわゆる施設警備業務は、多様な形態の警備業務を包含するもので、プール監視業務もこれに含まれます。

既存の業務形態(同項各号)に当てはまらない新たな業務形態を新規に規制する場合は、新たな号を創設する必要がありますが、プール監視業務については既存の業務形態に該当しますので、その必要はないと考えます。

なお、プール監視業務に従事する警備員の教育内容については、平成25年3月5日付けで、(公社)全国ビルメンテナンス協会及び(一社)全国警備業協会に対し、必要な教育内容を示した「プール監視業務に従事する警備員の教育内容について(要請)」を発出しているところ、(一社)全国警備業協会では、教本「施設警備業務におけるプール監視業務」を作成したほか、プール安全監視セミナーを開催しており、また、(一社)東京都警備業協会では、定期的に救急救命講習会を実施し、警備員の資質向上を図っているところです。